

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等  
に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度について、次の見直しを行うこととする。(第 16 条の 2～第 16 条の 9、第 16 条の 12、第 16 条の 13 関係)
  - (1) 特定取引を行う者が当該特定取引の際に提出する届出書及び異動届出書の記載事項等の細目を定める。
  - (2) 届出書を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する手続に係る新情報等の細目を定める。
  - (3) 特定法人から除外される外国報告金融機関等から除外される外国の法令に準拠して設立された一定のものに係る当該外国から除外される相手国等の範囲を定める。
  - (4) 報告事項の提供の対象となる特定取引を行った者の範囲から除外される外国政府等に準ずる法人の細目を定める。
  - (5) その他所要の規定の整備を行う。
- 2 この省令は、令和 4 年 1 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 項関係)